

お知らせ

総合評価方式における配置予定技術者の同種工事の 施工経験に関する取扱いについて

配置予定技術者の施工経験として提出された同種工事において、「工期」と「従事期間」が異なる（従事期間が短い）場合については、当課ホームページの『「総合評価競争入札方式の改訂説明会」(平成 21 年 8 月) Q & A』において、県の取扱い方針を示しているところですが、このたび、次のとおり、確認に必要となる資料を取りまとめましたので、該当する場合は、技術提案資料に必要資料を添付するようお願いいたします。

なお、これらの資料を入札参加申請時に提出している場合は、二重に提出する必要はありません。

建設工事施工証明書による場合

「建設工事施工証明書」の写しの提出により、必要事項が確認できます。

なお、同種工事において技術者の途中交代があった場合は、あわせて「最終工程表」の写しを添付してください。

コリンズによる場合

「竣工登録の登録内容確認書」の写し又は「竣工登録工事カルテ受領書及び工事カルテ」の写しの提出により、必要事項が確認できます。

なお、同種工事において技術者の途中交代があった場合は、あわせて「最終工程表」の写しを添付してください。

また、同種工事の工期が、入札公告日の翌日以降の場合は、あわせて「工事引渡書」又は「引取証」の写しを添付してください。

建設工事施工証明書・コリンズ以外による場合

次の 1 及び 2 の資料の提出により、必要事項の確認ができます。

- 1 「契約書」の写し及び「受注形態・工事概要が確認できる資料」の写し
- 2 「現場代理人・主任技術者届」の写し、「監理技術者選任届」の写し（変更があった場合は変更時も含む）又は当初及び最終（技術者の途中交代があった場合は技術者の変更前後）の「施工計画書」（表紙及び技術者の配置状況が確認できるページ）の写し

なお、同種工事において技術者の途中交代があった場合は、あわせて「最終工程表」の写しを添付してください。

また、同種工事の工期が、入札公告日の翌日以降の場合は、あわせて「工事引渡書」又は「引取証」の写しを添付してください。

【参考】評価の例

以下に、発注者が評価に当たって用いる資料と評価結果を例示しますので、参考にしてください。

従事技術者	工 程		用いる資料	評価結果
1人	← 工期 →	← Aさんの従事期間 →	(1) (2) (3)	Aさん进行评估
	← 工期 →	← Aさんの従事期間 →		
複数	← 工期 →	← Aさんの従事期間 →	(1) (2) (3)	Bさん进行评估
	← 工期 →	← Aさんの従事期間 →		

同種工事の期間

評価に当たって用いる資料

(1) 建設工事施工証明書による場合

「建設工事施工証明書」の写し

同種工事において技術者の途中交代があった場合は、あわせて「最終工程表」の写し

(2) コリンズによる場合

「竣工登録の登録内容確認書」の写し又は「竣工登録工事カルテ受領書及び工事カルテ」の写し

同種工事において技術者の途中交代があった場合は、あわせて「最終工程表」の写し

同種工事の工期末が入札公告日の翌日以降の場合は、「工事引渡書」又は「引取証」の写し

(3) 建設工事施工証明書・コリンズ以外による場合

「契約書」の写し及び「受注形態・工事概要が確認できる資料」の写し

「現場代理人・主任技術者届」の写し、「監理技術者選任届」の写し（変更があった場合は変更時も含む）又は当初及び最終（技術者の途中交代があった場合は技術者の変更前後）の「施工計画書」（表紙及び技術者の配置状況が確認できるページ）の写し

同種工事において技術者の途中交代があった場合は、あわせて「最終工程表」の写し

同種工事の工期末が入札公告日の翌日以降の場合は、「工事引渡書」又は「引取証」の写し